

平成 29 年 11 月 20 日

お客さま各位

長野県信用組合

70 歳以上のお客さまに対する ATM振込機能のお取引制限について

平素は当組合をご愛顧いただき誠にありがとうございます。

平成 29 年 11 月 27 日(月)から、還付金詐欺や振込め詐欺被害からお客さまの大切な財産をお守りするため、当組合のキャッシュカードによる ATM 振込のお取引を制限させていただきます。

対象となるお客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

| | |
|---------------------------------|--|
| 対応開始日 | 平成 29 年 11 月 27 日 (月) |
| 対象となるお客さま | 過去 2 年以上、当組合のキャッシュカードで ATM 振込のご利用がない 70 歳以上のお客さま |
| 対応の内容 | 当組合及び他金融機関の ATM でのキャッシュカードによるお振込ができなくなります。 |
| 対象となったお客さまが ATM によるお振込みを希望される場合 | キャッシュカード又はお通帳、お届出印、ご本人が確認できる書類(運転免許証等)をご持参のうえ、お取引店の窓口までお申し出ください。 |

※還付金詐欺とは

税金や医療費などの「還付」があると言われ、ATM で還付手続きの操作をしたつもりが、実は振込操作をしたことにより、お金を騙し取られることを言います。

以上